

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正

軌道事業の特許を要する地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請手続を定めること。
(第一条第一項関係)

第二 道路運送法施行令の一部改正

一般旅客自動車運送事業者による営業区域外旅客運送の禁止に係る特例及び一般乗合旅客自動車運送事業の路線定期運行に係る事業許可等の申請があつたときの関係地方公共団体への通知に関する国土交通大臣の権限を地方運輸局長に委任するものとすること。
(第一条第一項及び第五条第一項関係)

第三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正

一 貨客運送効率化事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該事業の実施主体が行う事業の業種を所管する大臣に加え、国土交通大臣を主務大臣とすること。
(第五条第二項関係)

二 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものが記載された総合効率化計画の認

定等の際の地方公共団体への意見聴取等に関する国土交通大臣の権限については、原則として地方運輸局長に委任するものとする事。 (第七条第一項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする事。

第四 関係政令の一部改正

道路運送車両法施行令、全国新幹線鉄道整備法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令について所要の改正を行うものとする事。

第五 附則

この政令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行するものとする事。